三一九　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件の一部を訂正する件　三〇 143 一一

三二〇　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件の一部を訂正する件　三〇 143 一一

三二一　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分～平成十九年分）を公表する件の一部を訂正する件　三〇 143 一二

三二二　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件　三〇 143 一二

三二三　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分・平成十七年分～平成二十年分）を公表する件の一部を訂正する件　三〇 143 一二

三二四　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十一年分）を公表する件の一部を訂正する件　三〇 143 一三

○総務省、法務省、経済産業省

三　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　一〇 三一

○総務省、農林水産省、国土交通省

四　租税特別措置法施行令に規定する過疎地域に類する地区を指定する件を廃止する件　三〇 142 三〇一

五　租税特別措置法施行令の規定に基づき、過疎地域に類する地区を指定する件　三〇 142 三〇一

○政治資金適正化委員会

三一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一 三

〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　八 一

三二五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　八 二

三二六　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二八 二

三二七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一三 二

三二八　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二八 二

三二九　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　三〇 四

四〇　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録した者を公告する件　三〇 四

○消防庁

六　誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件　一七 五

七　不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準等の一部を改正する件　一七 五

八　甲種防火管理再講習について定める件等の一部を改正する件　一七 五

九　消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件の一部を改正する件　一七 六

○法務省

二七七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一 三

二七八―二八一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一 三

二八二―二八五　除籍の一部が滅失した件　二 一

二八六　日本国に帰化を許可する件　二 三

二八七　〃　二 七

二八八―二九一　除籍の一部が滅失した件　六 二

二九二　日本国に帰化を許可する件　六 二

二九三　〃　七 二

二九四　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　八 二

二九五　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件　八 二

二九六　日本国に帰化を許可する件　九 一

二九七　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件　九 二